

鋼 船 規 則

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 7 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 2 月 7 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 2 月 15 日 規則 第 7 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.2 船級維持検査*

-2.を次のように改める。

-2. 船級維持検査とは、定期的検査、機関計画検査~~及び~~、臨時検査~~及び~~不定期検査をいい、それぞれの検査の種類は、次の(1)から~~(3)~~(4)に示すとおりとし、それぞれの検査においては、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い、満足する状態であることを確認する。

((1)から(3)は省略)

(4) 不定期検査

船体、機関及び艀装の現状等について前(1)から(3)とは別に行う検査。

1.1.3 船級維持検査の時期*

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 不定期検査は、登録を受けた船舶が規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附 則

1. この規則は、2018 年 2 月 15 日から施行する。